

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業運営規程

第1条 (目的)

この規程は 株式会社 あさひ が開設する日の出（以下「事業所」という）が行う、指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態および要支援状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 事業者の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 自ら提供する事業所の自己評価を行い、定期的に外部者による評価を受ける。その結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
- 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通して、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用介護支援専門員が開催状況を把握する。
- 利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
- 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、機能訓練及び日常生活を送ることができるよう必要なサービスを行うものとする。
- 居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 日の出
- 所在地 群馬県伊勢崎市境伊与久字 4092番地4

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 : 1名、常勤で兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 介護支援専門員 : 1名、常勤で兼務

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

- 従業者 : 5名以上

介護従業者は、小規模多機能型居宅介護等の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。なお、介護従業者のうち1名以上は常勤とし、1名以上は看護師または准看護師（非常勤でも可）とする。

看護職員は、健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者の主治医等の関係医療機関との連携を行う。

第5条（営業日及び、営業時間）

事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日～日曜日（年間365日）
- ② 営業時間：24時間
- ③ サービス提供時間：24時間

第6条（登録定員並びに利用定員）

- ① 登録定員：29名
- ② 通いサービス定員：18名
- ③ 宿泊サービス定員：9名

第7条（小規模多機能居宅介護の内容）

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- ① 訪問サービス
- ② 通いサービス
- ③ 宿泊サービス
- ④ 計画作成
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 給食サービス
- ⑧ 入浴サービス
- ⑨ 機能訓練（日常動作訓練）
- ⑩ 介護方法の指導（家族介護教室等）
- ⑪ その他利用者に対する便宜の提供

第8条（短期利用居宅介護）

- 1 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護は、当該事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。
(算定式) 当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員-当該事業所の登録者の数)
÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）
- 3 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

第9条（利用料金等）

- 1 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された負担率を乗じた額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ① 食事代 普通食：朝食400円、昼食550円、夕食500円
とろみ食：朝食450円、昼食650円、夕食550円
 - ② 宿泊費 1泊につき1500円とする。
 - ③ その他、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日

常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。

第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

- サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。
- ① サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
 - ② 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
 - ③ 利用日当日に欠席をする場合には前日までに事業所に連絡をしていただくこと。
 - ④ サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
 - ⑤ 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

第12条（緊急時における対応方法）

- 1 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。
- 2 主治医への連絡が困難な場合は、受診や緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第13条（非常災害対策）

- 1 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年4月及び10月に非常災害対策の訓練を行う。
- 5 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

第14条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 1 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を別に定め、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等、伊勢崎市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

第15条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す

る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第16条（身体拘束等の原則禁止）

- 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第17条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

- 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第18条（ハラスメント対策の強化に関する事項）

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第19条（業務継続計画の策定等）

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第20条（その他運営に関する重要事項）

- 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 採用時研修　採用後3ヶ月以内
 - 継続研修　年2回
- 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなったあとにおいても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。また、事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。
- この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社あさひと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規定は、平成28年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から改訂する。

この規定は、令和3年12月1日から改訂する。